

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）	
①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	<p>次の(1)から(9)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 日本の大学を卒業した者又は受講開始の前年度末までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 学校教育法第 104 条第7項の規定により学士の学位を授与された者又は受講開始の前年度末までに授与される見込みの者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は受講開始の前年度末までに修了見込みの者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は受講開始の前年度末までに修了見込みの者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は受講開始の前年度末までに修了見込みの者</p> <p>(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は受講開始の前年度末までに授与される見込みの者</p> <p>(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は修了見込みの者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、受講開始の前年度末までに22歳に達する者</p>
③その他	なし

〔 特 記 事 項 〕

なし

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	60	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	61	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	13	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	31	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	72.1	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	19	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	14	人	②A: 就業者計	14
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	②B: 非就業者計	5
	4 非就業	5	人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	12	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	14
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	2	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	16	人	④A: 就業者計	19
	2 非正社員、派遣社員	3	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	④B: 非就業者計	0
	4 非就業者	0	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	3	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	17
	2 1割以上3割未満増加した	2	人		
	3 1割未満増加した	1	人		
	4 変わらない	11	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	6	人	⑥の回答数合計	26
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	2	人		
	3 社内外の評価が高まる	6	人		
	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	2	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人		
	7 趣味・教養に役立つ	次の(1)から(9)のいずれかに	人		
	8 その他の効果	9	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	4	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	5
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	6	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	19
	2 おおむね満足	13	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)	
https://www.naruto-u.ac.jp/career/01/003.html	
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法															
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	受講認定は、定期試験の結果及び受講状況等を総合して行う。 (成績基準及び評語は次のとおり…S:100点～90点、A:89点～80点、B:79点～70点、C:69点～60点(以上合格)、D:59点以下(不合格) (鳴門教育大学学則第49条))														
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)カリキュラム・ポリシーによる。 定期試験は、各授業科目が終了する学期末又は学年末に、筆記試験若しくは口述試験又は報告書等によって行う。														
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	2年以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。)以上を修得すること。(鳴門教育大学学則第73条第3項)														
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。														
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法															
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	実習指導及び修学上の指導・助言を行うために、原則として本学大学院専任教員である実務家教員と研究者教員がペアとなって指導を行う。														
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	就職支援室が就職ガイダンスや情報提供、教員採用試験及び就職等に対する相談・指導に当たっている。 また、教務課職員が、教育職員免許状取得のための修学指導、円滑な実習運営に当たっている。														
8. その他の事項															
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	国立大学法人 鳴門教育大学 (代表者名: 学長 佐古 秀一)														
住所及び連絡先	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748 TEL 088-687-6000														
施設名称及び施設長名	鳴門教育大学大学院 (施設長: 研究科長 佐古 秀一)														
住所及び連絡先	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748 TEL 088-687-6000														
苦情受付者	氏名 大林 洋之 所属 教務課教務係	事務担当者	氏名 大林 洋之 所属 教務課教務係												
連絡先	TEL 088-687-6692		連絡先 TEL 088-687-6692												
専門実践教育訓練経費 支払い方法	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,353,600 円												
① 一括払	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		282,000 円												
② 分割払	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,071,600 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">第1期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">第2期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">第3期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">第4期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">(うち、必須教材費</td> <td style="text-align: right;">0 円)</td> </tr> </table>		1,071,600 円	第1期	267,900 円	第2期	267,900 円	第3期	267,900 円	第4期	267,900 円	(うち、必須教材費	0 円)	
	1,071,600 円														
第1期	267,900 円														
第2期	267,900 円														
第3期	267,900 円														
第4期	267,900 円														
(うち、必須教材費	0 円)														
③ 両方可能															
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		7,370 円												
	① 任意の教材費(税込額)		7,370 円												
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		- 円												
	③ 施設維持費(税込額)		- 円												
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)		- 円												
	3. 総額 (1+2) (税込額)		1,360,970 円												